

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

## マネジメントのための経営財務情報

第599号 この資料は全部お読みいただいて2分30秒です。

### 今回のテーマ： 税務調査事績と税務に関するコーポレートガバナンスの取組事例

2020年11月に公表された令和元年事務年度の法人税等の調査事績(2019年7月～2020年6月の実施した税務調査集計分)によると、コロナ禍の影響により、法人税等の実施調査件数および追徴税総額は前年を大幅に割り込んでいる一方、調査一件あたりでは、不正所得金額が前年対比で113.5%、追徴税額も109.7%と増加しており、調査必要度の高い法人へ絞り込み行っている模様です。国税局調査部は、併せて、企業に対し協力的手法を通じた自発的な適正申告の推進の取組も行っており、その一つである税務に関するコーポレートガバナンス(税務に関するCG)の取組事例を公表しています。

#### 税務に関するコーポレートガバナンス

国税局調査部は、国税局特別国税調査官所掌法人を対象として、税務コンプライアンスの維持・向上を図ることを目的として、経営者が適正申告に向けて積極的な関与・内部統制を整備する、税務に関するCGの充実を促す取り組みを実施しています。

その内容として、税務調査時に国税当局は税務に関するCGの下記の確認項目にかかる評価・判定を行い、その取組状況が良好であることや、大口若しくは悪質な是正事項が見当たらない法人について、次回調査時期の1年以上の延長等を行うこととしています。調査を行わない事業年度分の申告書審理は、企業に対し、金額の大きい損失処理取引や組織再編等の処理について自主的な開示・資料提出の任意の協力を依頼します。国税当局の確認の結果、申告上の処理に誤りがあった際には、企業に対し行政指導として自主的な見直しの要請を行います。

#### 税務に関するコーポレートガバナンスの確認項目と主な取り組み事例

税務に関するCG 確認項目	主な取り組み事例
トップマネジメント の関与・指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者が不正取引や書類の改ざんを行わない等の税務法令遵守を指示・通知</li> <li>・税務法令遵守をグローバル税務ポリシーとして、社訓と別に策定・対外公表</li> <li>・税務調査の経過状況と結果を取締役会・経営会議等に報告</li> </ul>
税務(経理)担当部署等 の体制・機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務精通者を養成するため、通信教育受講や外部研修への参加を義務付け</li> <li>・各部門が取引等に際して決裁書に税務の取り扱いを記載させ、意識付けを喚起</li> <li>・税務上の課題を監査役等に報告し適時アドバイスを受ける体制を構築</li> </ul>
税務に関する内部牽制 の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業部門と経理部門が情報交換会議を実施し、経理部門への情報集約を行う</li> <li>・「税務相談窓口」を設置し、取引等に関し事前に相談することをルール化する</li> <li>・税務上の不適切行為に係る処分内容を社内に通知する</li> </ul>
税務調査での指摘事項等 に係る再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査結果・再発防止策の指摘を受けた部署だけでなく社内に広く周知</li> <li>・再発防止策の業務フローへの組み込みと、運用状況のモニタリング</li> </ul>
税務に関する情報の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階層別研修・eラーニングにて会計処理・税務に関する研修の実施</li> <li>・グループ企業に申告マニュアル・チェックリストを配布・説明会を実施</li> </ul>

#### お見逃しなく！

調査間隔が比較的短い企業は、税務に関するCGの評価向上により、調査間隔の延長による税務調査対応の負担軽減が見込まれ、行政指導による修正申告には過少申告加算税がかからないメリットがあります。